墨田区災害復興支援組織

専門家手帳

（災害援助に関わる法律の解説）ver. 5

令和２年７月１日

墨田区災害復興支援組織
上野　雄一（技術士）

目次

１．はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
２．災害法体制のしくみ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
３．法律に基づく支援策の概要・・・・・・・・・・・・・ 4
3.1 災害救助法（昭和 22 年）・・・・・・・・・・・・・4
3.2 災害対策基本法（昭和 37 年）・・・・・・・・・・・27
3.3 被災者生活再建支援法（平成 10 年） ・・・・・・・41
3.4 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年）・ 63
４．被災者相談会の内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・67
4.1 伊豆大島土砂災害（H25 年）・・・・・・・・・・・67
4.2 広島土砂災害（H26 年）・・・・・・・・・・・・・68
4.3 鬼怒川水害（H27 年）・・・・・・・・・・・・・・71
4.4 熊本地震災害（H28 年）・・・・・・・・・・・・・72
4.5 北海道胆振東部地震災害（H30 年）・・・・・・・・76

（参考資料）
被災者支援に関する各種制度 ・・・・・・・・・・・・・79
墨田区災害復興支援組織 構成士業のできること・・・・・86

１．はじめに

災害後の復旧復興に当たって、被災者の援助に関わる法律の種類やその内容を知っておくことは、被災者支援を行う我々専門家にとって重要である。しかし、援助に関わる法律は多岐にわたっており、その全容を知るのは難しい。そこで、我々が被災者相談会等で役立つよう、援助に関わる法律を解説する「専門家手帳」を作成するものである。

法令等は順次改正されているため、この「専門家手帳」も今後順次改訂していく。

2. 災害法体制のしくみ

我が国の災害対策法制は、下図に示すように災害の予防、発災後の応急期の対応及び災害からの復旧・復興の各ステージを網羅的にカバーする「災害対策基本法」を中心に、各ステージにおいて、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みとなっている。

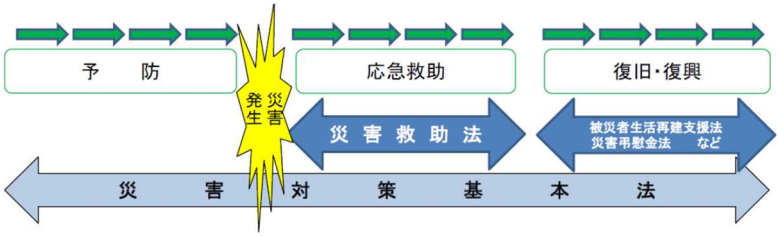

本手帳では、図に示す４法について解説する。

災害救助法：発災後の応急期における応急救助のための物品を供与する法律である。

災害対策基本法：災害の予防、発災後の応急期の対応及び災害からの復旧・復興の各ステージでの防災に関する役割と責務について定めた法律である。

被災者生活再建支援法：災害からの復旧・復興期での生活再建を支援するために金銭を給付する法律である。

災害弔慰金法：災害により死亡した者の遺族への弔慰金、身体・精神に著しい被害を受けた者への見舞金を支給する法律である。

3. 法律に基づく支援策の概要

3.1 災害救助法(昭和 22 年)

（１）目的

東日本大震災の津波災害

起きてしまった大規模な災害（被害世帯数が p7 に示す基準を超える災害等）に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、国の責任において応急的に必要な救助を行い、災害を受けた者（罹災者）の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

（２）対象とする災害

法には特に定義されていないが、災害対策基本法に規定された災害の定義(p27 参照)と概ね同様であると考えられる。令和元年度の災害救助事務取扱要領には、これに「M8.0 以上の南海トラフ地震発生後（半割れ後（想定震源域の一部が活動し残っている場合））の津波及びその後の大規模地震等発生に備え、避難生活を余儀なくされる場合」が付け加えられている。

（３）内容

自然災害により、①多数の住家の危害、②生命・身体への危害、③罹災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した状態、またはそれを生じるおそれをもたらす被害が発生した被災地に、**都道府県が**

自衛隊による災害救助

市町村を単位として適用し、自衛隊や日本赤十字社に対して応急的な救助の要請、調整、費用の負担を行う。

救助の費用は、原則として各都道府県が負担（法 37 条に定めた災害救助基金の積み立て等）し、都道府県の財政力に応じて国庫負担がなされる。

なお、この救助は見舞制度ではないので、一律に同数を支給・配布する等の運用は厳しく制限されている。

対象となる救助活動の種類は**第 4 条、施行令第 2 条**には次のように規定されている。

- **避難所などの収容施設供与**（災害発生の日から 7 日間）
- **仮設住宅の供与**（2 年間）
- **炊出しなどによる給食**（災害発生の日から 7 日間）
- **給水車などによる給水**（災害発生の日から 7 日間）
- **被服、寝具その他生活必需品の支給又は貸与**（夏季、冬季と世帯区分により費用が異なる。災害発生の日から 10 日以内）
- **医療及び助産**（医療の途を失った者に対する応急的措置が原則。被災者以外にも適用される。）
- **被災者の救出**（災害発生の日から 3 日間、以降は死体の捜索。）
- **被災住宅の応急修理**（費用は指定、委託業者に直接支払われる。）
- **被災者の生業に必要な金品の給与・貸与**（災害発生の日から 1 ヶ月以内）
- **学用品の給与**（教科書、文房具、通学用品の現物支給）
- **埋葬**（災害発生の日から 10 日以内）
- **死体の捜索及び処理**（災害発生の日から 10 日間）
- **災害によって運ばれた土石、竹木等や豪雪で、日常生活に著しい障害を及ぼしている障害物の除去**（災害発生の日から 10 日以内で完了が原則）

（４）応急救助の実施主体

都道府県知事が被災した市町村の被災者に行う場合と、内閣総理大臣が救助実施市として指定した市の市長が市の被災者に行う場合がある。

（５）災害救助法の基本原則

○平等の原則

被災者は事情の如何、経済要件を問わず等しく救助される。

○必要即応の原則

画一的ではなく必要な救助を行う。必要を越える救助はない。

○現物給付の原則

金銭が用をなさない場合が多いので、現物をもって給付する。

○現在地救助の原則

円滑かつ迅速に救助を行うため、被災者の現在地で実施する。

○職権救助の原則

被災者の申請を待たず都道府県知事が職権で実施する。

（６）法による救助の性格

○応急救助

被災者に対する応急的一時的な救助であり、災害復旧対策や生活再建支援ではない。

○経済的用件

災害等により必要なもの等を得られないために行うものであるから、原則的には経済的な要件等は課されない。

○住民・国籍要件

災害により救助を要する者に対して行われるもので、当該市町村の住民であるか否かは問わない。国籍要件等も問われない。

（７）災害救助法適用基準（災害救助法施行令）

①住家滅失世帯数が区域内の人口に応じ次の世帯数以上である。
（令第１条第１項第１号、令別表第１）

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
	5，000人未満	30
5，000人以上	15，000人未満	40
15，000人以上	30，000人未満	50
30，000人以上	50，000人未満	60
50，000人以上	100，000人未満	80
100，000人以上	300，000人未満	100
300，000人以上		150

②当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ①に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ②に示す数以上である。
（令第１条第１項第２号、令別表第２・第３）

①　都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
	1，000，000人未満	1，000
1，000，000人以上	2，000，000人未満	1，500
2，000，000人以上	3，000，000人未満	2，000
3，000，000人以上		2，500

②　市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
	5，000人未満	15
5，000人以上	15，000人未満	20
15，000人以上	30，000人未満	25
30，000人以上	50，000人未満	30
50，000人以上	100，000人未満	40
100，000人以上	300，000人未満	50
300，000人以上		75

③当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数である。
（令第１条第１項第３号前段、令別表第４）

都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数
1，000，000人未満	5，000
1，000，000人以上　2，000，000人未満	7，000
2，000，000人以上　3，000，000人未満	9，000
3，000，000人以上	12，000

※1　半壊又は半焼した世帯は、２世帯で滅失した一の世帯とする。

※2　床上浸水した世帯は、３世帯で滅失した一の世帯とする。

④災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合（災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とする場合（基準府令第１条））で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものである場合。（令第１条第１項第３号後段）

⑤多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合。（令第１条第１項第４号）

・災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合。（基準府令第２条第１号）

・へき地で発生した災害など救護が困難な事情がある場合のように、災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とする場合。（基準府令第２条第２号）

特に、⑤は「４号基準」と言われ、客観的な基準がないことから被害の程度が不明確な状況での適用をためらう場合があるが、「被災者保護」と「社会秩序の保全」のために積極的に適用を進めるべきとされている。

・内閣府　災害救助事務取扱要領（平成 31 年４月１日）による救助の程度、方法、期間、実費弁済の基準等

１．避難所（法４条第１項１号）

１．災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。

２．原則として、学校、公民館等既存の公共施設等を利用する。あらかじめ指定した避難所でなくても、野外の仮小屋、設営天幕等、被災者が避難して実質的に避難所としての機能を果たしている場合も対象とする。

３．避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、１人１日当たり330円（R1年10月）以内とする（冬季（10月から３月までの期間をいう）については、別に定める額を加算した額）。

４．避難所を開設できる期間は、災害発生の日から７日以内とする。避難の長期化が見込まれる場合は要配慮者を対象に旅館やホテルを借り上げて、避難所とすることも可能である。

（平成28年12月の糸魚川市大火災害では、インフルエンザ感染防止やプライバシー確保のため、一部の避難者を市営宿泊施設、市が借り上げた旅館やホテルに収容した。火災発生後15日で全ての避難所を閉鎖し、以後避難者は仮設住宅に入居した。）

５．福祉避難所（高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、３．に示す金額に当該地域において特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

６．福祉避難所は、老人福祉センター、防災拠点地域交流スペース、特別支援学校等を利用して設置する。

７．特養、老健等の入所対象者は、緊急入所等介護保険の枠組みで対応するので、本法の対象ではない。

（平成 28 年 4 月の熊本地震災害では、子供やペットがいて共同生活では周りに迷惑がかかる、作物の手入れや収穫が必要、自宅を留守にするのが心配、などの理由で、余震が続き住家に居住するのが危険な場合でも避難所に行かず自家用車や自宅敷地でのテント等で生活する被災者が多かった。このため、避難者の実態把握が出来ず支援物資が行き渡らないなどの問題が起きた。

また、報道されていないが、避難した留守家が窃盗被害に遭う事例が多い。）

２．応急仮設住宅（法４条第１項１号）

１．住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに供与する。

（基本は大規模半壊以上の認定が必要である。家賃は無いが、生活費は被災者負担である。なお、応急仮設住宅に入居すると、被災住宅の応急修理（５．被災住宅の応急修理（法4条第１項6号））や流入した土石、竹木の除去（12．流入した土石、竹木の除去（法4条第１項10号　施行令第2条第2号）の適用対象外となる。

２．建設し供与するもの（建設型仮設住宅）と民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（賃貸型仮設住宅）、その他適切な方法により供与するものがある。

（平成29年の災害救助基準の改定により賃貸型仮設住宅（みなし仮設住宅）の取扱いが明確になった。）

３．建設型仮設住宅

①一戸当たりの規模は、実施主体が地域の実情、世帯構成等に

応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、5,714,000円内（R1年10月）である。

（平成28年まで規定されていた具体的な面積要件がなくなった。）

②建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。

③高齢者等の日常での生活上特別な配慮を要する者が複数の場合に、老人居宅介護等の事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を建設型仮設住宅として設置できる。

④建設型仮設住宅は災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。

⑤建設型仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限（完成の日から最長２年）までである。「特定非常災害」の指定がある場合のみ、１年を越えない期間ごとに延長が可能である。

（基本は２年であるが、防災工事、造成工事の遅れで延びる場合がある。）

４．賃貸型仮設住宅

①一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて建設型仮設住宅に準じる規模とし、その費用は家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料または火災保険等、民間賃貸住宅の貸主または仲介業者との契約に不可欠なものとし、その地域の実情に応じた額である。

②賃貸型仮設住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供する。（R1年10月の改定以前は、借上型仮設住

宅と称していた。）

③賃貸型仮設住宅を供与できる期間は、建設型仮設住宅と同様の期間（２年）である。

（賃貸型仮設住宅の課題として、職場から遠くなるなどの理由で希望者が割り当てられた住宅に入居しない場合があること、被災者同志が接触する機会が少なく不安や孤独などに陥ることなどがあげられている。）

３．炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給（法4条第１項 2号）

１．炊き出しその他による食品の給与

①避難所に避難している者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行う。

②被災者が直ちに食することができる現物による。握り飯、調理済み食品、パン、弁当等を購入して支給する場合の購入費も炊き出しの費用として差し支えない。

③炊き出しを実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として１人１日当たり平均かつ３食で1,160円以内（R1年10月）である。

④炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、この期間内に３日分以内を現物により支給することができる。

２．飲料水の供給

①災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行う。住家の被災程度は問わない。

②飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入

費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。配水管の修理や新たな水源の開発への費用（ボーリング調査や井戸さらいなど）は対象外である。

③避難所等で炊き出しと一緒に提供されるペットボトルなどの飲料水は炊き出しの費用に含まれる。

④飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から７日以内である。

４．被服、寝具その他生活必需品の貸与（法４条第１項３号）

１．住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

２．被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。現金、商品券等での給付は認められない。

①被服、寝具及び身の回り品（服、下着、毛布、布団等）

②日用品（石鹸、歯磨き、トイレットペーパー等）

③炊事用具及び食器（炊飯器、鍋、包丁、ｶﾞｽｺﾝﾛ、茶碗等）

④光熱材料（マッチ等）

３．生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額(R1年)の範囲内とする。季別は、夏季（４月から９月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、災害発生の日をもって決定する。

①住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯（単位　円）

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人増すごとに加算する額
夏季	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
冬季	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400

②住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯（単位　円）

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人増すごとに加算する額
夏季	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
冬季	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

4．生活必需品の給与等は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

5．医療および助産（法 4条第1項 4号）

1．災害のため医療の途を失った者に対して応急的に必要な医療を行う。助産もこれに準ずる。通常の保険診療等が行われている場合には適用されない。

2．被災者以外の者でも、災害発生前から継続している疾病等についても等しく提供され、患者の経済的要件も問われない。

3．災害時における医療機関の混乱等が回復するまでの空白を一時的に補填する応急的な医療にのみ限定されるものであるが、阪神・淡路大震災(H7年1月)では、避難所生活が相当長期にわたったこと等から、インフルエンザの予防接種等の予防的措置も特例的に法による医療と認めた。

6．被災者の救出（法 4条第1項 5号）

1．災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。通常の避難は救出に含まれない。

2．人の救出に限定される。財産はもとより救出される者が大切にしている愛玩具や動物等も対象にならない。

3．被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費である。

4．被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から３日以

内である。期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱うことが示されている。

7．被災住宅の応急修理（法 4 条第 1 項 6 号）

自治体が、被災住宅に対し日常生活に必要最小限度の部分（居室、炊事場、便所等）の応急修理を指定業者等に発注して履行する。費用は被災者を経由せず、指定業者等に直接支払われる。

「一部損壊（準半壊）」以上の被害認定（罹災証明）を受けた場合で、応急修理をすることにより居住可能となり、避難所等への避難を要しなくなると見込まれる場合に利用できる。ただし、「半壊」、「一部損壊（準半壊）」では資力要件がある。

限度額は 1 世帯あたり「半壊」以上は 595,000 円(R1 年 10 月)、「一部損壊（準半壊）」では 300,000 円（R1 年 10 月）である。災害発生の日から 1 ヶ月以内に完了することになっている。費用の超過分は被災者負担となる。

申請方法等の運用は市町村によって異なるが、応急修理申込書は業者に作成してもらうことになる。

なお、この応急修理の適用を受けると、被災住家に居住可能ということから、応急仮設住宅への入居資格がなくなる、被災者生活再建支援法（後述）の支援に制限があるなどの条件が付くので、応急修理の適用を受けるかどうかは十分に検討した方がよい。

＜「準半壊」の設定経緯＞

令和元年台風 15 号の強風災害により、屋根のみの損害で生活に支障が生じても「一部損壊」と被害認定され、本号に規定される被災住宅の応急修理の対象にならなかった。（応急修理の対象は「半壊」以上の損傷を受けた場合である。）「一部損壊（準半壊）」はこれを支援するために令和元年 10 月 23 日付内

閣府告示により新たに設けられた被害認定における被害程度の区分である。半壊に準ずる程度（損害割合 10%以上 20%未満）の損傷による被害を受けた住家に認定される。

８．生業に必要な資金の貸与（法４条第１項７号）

１．住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。

２．生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものである。

３．生業に必要な資金として貸与できる額は、次の範囲内の額である。（本法で唯一、現物給付の原則によらない条項である。）

①生業費一件当たり30,000円（R1年10月）

②就職支度費一件当たり15,000円（R1年10月）

４．生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付すものである。

①貸与期間　２年以内

②利子　　無利子

５．生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から１月以内に完了しなければならない。

（この項目は法に定められているものの、保険適用や他事業による救済がある等の理由から実施された例はないとのことである。）

９．学用品の給与（法４条第１項８号）

１．住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含

む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）に対して行う。

２．被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

①教科書および正規の教材（ワークブック、辞書、図鑑等）

②文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、絵の具、画筆、画用紙等）

③通学用品（靴、傘、長靴等）

④その他の学用品（運動靴、体育着、ハーモニカ、工作用具等）

３．学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。

①教科書

（１）小学校児童及び中学校生徒：教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第２条第１項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費となる。

（２）高等学校等生徒：正規の授業で使用する教材を給与するための実費となる。

②文房具及び通学用品（R1年10月）

（１）小学校児童１人当たり4,500円

（２）中学校生徒１人当たり4,800円

（３）高等学校等生徒１人当たり 5,200 円

４．学用品の給与は、災害発生の日から、教科書は１ヶ月以内、その他の学用品は15日以内に完了しなければならない。

10. 埋葬（法 4条第１項 9号）

１．災害の際死亡した者を対象にして、遺族がいないか、遺族がいても災害による混乱で埋葬を行うことが困難な場合に、応急的処置（仮葬）として埋葬を行う者に支給する。死因及び場所

の如何を問わない。また、見舞制度ではないので、遺族が埋葬を執り行える状況では支給されない。

２．原則として、次の範囲内において現物をもって行う。

①棺（附属品を含む。）

②埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

③骨つぼ及び骨箱

供花代、酒代等は災害による混乱時の仮葬に必ずしも必要なものではないので埋葬の費用として考えていない。

３．埋葬のため支出できる費用は、１体当たり大人(12歳以上)215,200円以内、小人172,000円以内（R1年10月）である。

４．埋葬は災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

５．災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

11. 死体の捜索及び処理（法4条第１項10号 施行令第 2条第 1号）

１．死体の捜索

①災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。

②死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費である。

③災害発生後３日を経過したものは一応死亡した者と推定している。（９．被災者の救出　参照）

④死体の捜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

２．死体の処理

①災害の際死亡した者について、死体に関する処理（死体の発見から埋葬に移る課程で、埋葬を除く。）を行う。死因及び場所の如何を問わない。

②行う範囲と費用は次のとおりである。

（１）死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

遺体識別のため、および道義上放置しておけないので最低限の処置として行う。：一体当たり3,500円以内（R1年10月）

（２）死体の一時保存

遺体の身元識別や、遺族への引き渡しまたは埋葬まで時間を要する場合に行う。（ドライアイス購入費等の実費が加算できる。）

死体一時収容施設利用時：通常の実費

施設が利用できない場合：一体当たり5,400円以内（R1年10月）

（３）検案（医師の治療中でない人の死亡、治療中の傷病以外の原因での死亡に対し、他の医師が死亡を確認し、死因、死亡時刻、異状死との鑑別を総合的に判断すること）

原則として救護班が行う。救護班が検案できない場合は、他の医師により検案を行う。

③死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

12. 流入した土石、竹木の除去（法４条第１項10号　施行令第２条第２号）

流入した土砂等の除去は基本的には流入元所有者の責任でおこなうものであるが、流入元が不明で日常生活に著しい支障を及ぼしているものについては救助法で除去できる。

１．居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。

2．生活上欠くことのできない場所の障害物を除去することで元の住家に引き続き住むことを目的としており、応急仮設住宅の供与との併給はできない。

3．雪害の場合は屋根に積もった雪なども放置すれば住家がつぶされるような場合も対象となる。

4．原状回復を目的としていないので、障害物除去後の室内清掃、消毒等は対象外である。

5．障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり137,900円以内（R1年10月）とする。対象世帯の市町村内平均で当該金額以下であれば構わないとされている。

6．障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

（広島土砂災害（H26年）では、土砂撤去は災害救助法を適用せず、環境省の補助を適用した。（日本技術士会中国地域本部談））

＜注意事項＞

自宅敷地内に所有者不明の家財道具等が流入した場合、基本的に勝手には処分できない。所有者に無断で売却処分すれば占有離脱物横領罪（刑法 254 条）、無断で解体処分すれば器物破損罪（刑法 261 条）に該当する恐れがある。民事の関係では、不法行為に基づく損害賠償請求（民法 709 条）を受ける恐れがある。処分する場合は所有者を見つけて了解を得る必要がある。見つからない場合はそのまま別の場所に移動せざるを得ない。

しかし、現実的には経済価値が全くなくなっており、無断で処分しても損害賠償責任や刑事事件として問われることはないと思われる。ただし、収容物に注意する必要がある。

災害救助法

令和元年度災害救助基準一覧表(10 月 23 日改定)

令和元年 10 月 23 日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、賃物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費 並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 賃貸型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000 円以内 3 賃貸型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び賃筆事務費等の一切の経費として 5,714,000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は 2 年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 賃貸型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は賃貸型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人 1日当たり 1,160 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3 日)

災害救助法

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1　夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2　下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2　現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1　救護班 … 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2　病院又は診療所 … 国民健康保険診療報酬の額以内 3　施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2　助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2　輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災した住宅の応急修理	1　住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分１世帯当り ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から１ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、１人当たり次の金額以内 小学生児童　4,500円 中学生生徒　4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から （教科書） １ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1　輸送費、人作費は、別途計上 2　災害発生後３日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり、3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人作費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1　被災者の避難に係る支援 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の統括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1　時間外勤務手当 2　賃金職員等雇上費 3　旅費 4　需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5　使用料及び賃借料 6　通信運搬費 7　委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ　3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ　3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ　6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ　1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ　2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ　3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト　5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※　この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

救助のために負傷、疾病、死亡した場合の扶助金

（法第12条施行令第7条）

扶助金は、療養扶助金、休業扶助金、障害扶助金、遺族扶助金、葬祭扶助金及び打切扶助金の６種類とする。

１．支給基礎額

療養扶助金を除いて、扶助金は支給基礎額を基準として支給する。支給基礎額は労働基準法第12条の規定により算定した平均賃金の額、もしくは標準収入額等を基準として都道府県知事が定める額である。

２．療養扶助金

負傷し、又は疾病にかかった場合に必要な療養に要する費用を支給する。

療養の範囲は、診察、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療、居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護、移送である。

３．休業扶助金

負傷し、又は疾病にかかり、療養のため従前の業務に服することができない場合、その業務に服することができない期間１日につき、支給基礎額の100分の60に相当する金額を支給する。

引き続き業務上の収入の全部又は一部を受けることができる者に対しては、その受けることができる期間中は休業扶助金を支給しない。ただし、その業務上の収入の額が休業扶助金の額より少ないときは、その差額を支給する。

４．障害扶助金

負傷又は疾病が治った場合において、別に規定する障害等級に該当する程度の身体障害が存するときは、障害扶助金を支給

する。障害等級は、その身体障害の程度に応じて重度のものから順に、第１級から第14級までに区分する。この場合において、各障害等級に該当する身体障害は、内閣府令で定める。（以下省略）

５．遺族扶助金

従事者又は協力者が死亡した場合は、その者の遺族に対して、支給基礎額の1,000倍に相当する金額を支給する。（遺族の範囲については省略）

６．葬祭扶助金

従事者又は協力者が死亡した場合は、葬祭扶助金として、葬祭を行う者に対して、支給基礎額の60倍に相当する金額を支給する。

７．打切扶助金

療養扶助金の支給を受ける者が、療養扶助金の支給開始後３年を経過しても負傷又は疾病が治らない場合においては、打切扶助金として、支給基礎額の1,200倍に相当する金額を支給することができる。打切扶助金を支給したときは、その後は扶助金を支給しない。

3.2 災害対策基本法（昭和37年）

（1）目的

想定される災害から国土や国民を守るため、公共機関が必要な体制を整備し、責任の所在や必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備・推進を図ることが目的である。関係機関がそれぞれの立場に応じて防災に責任をもち、防災計画等を作成し、実施することが定められている。

（2）対象とする災害

本法においては、災害は「**暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。**」と定義される。最後にある政令で定める災害の原因とは「**放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故**」が掲げられ、人為的災害の一つとして、原子力災害も天災と同様に災害対策基本法の適用を受けることになっている。

（3）基本理念

平成 25 年の法改正により、基本理念が規定された（法第２条２）。基本理念は６項目からなるが、次のようにまとめられる。

「災害時には人の生命・身体の保護を最優先とし、被害の最小化と迅速な復旧と復興を図る。それに向けて、平時よりハード・ソフトを適切に組み合わせた総合的で一体的な公的救助救援体制

（公助）を絶えず向上させるように運用する。また民間救助救援体制（自助、共助）の協力も促して、自助、共助、公助のバランスのとれた救助を行う。」

(4)法の概要

災害対策基本法は昭和 34 年の伊勢湾台風による災害を契機に制定され、その後の大災害に対してとられた措置の実施状況を検証し、防災に関する制度のあり方について全般的な検討を加え、改正を繰り返して現在に至っている。

①防災に関する責務の明確化

伊勢湾台風災害以前は明確ではなかった防災に関する責任について、国、都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関には、各々、防災に関する計画を作成し、それを実施するとともに、相互に協力する等の責務が明確化された。

主に行政側の災害に対する責務を定めているが、地域住民に関わる責務（自発的な防災活動への参加等）も定められている。

・住民の責務：生活必需物資の備蓄等の災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災活動に参加する等自ら防災に寄与するよう努めること。（法第７条３）

自分の身を自分で守り、自発的に備えることが責務である。具体には、自主防災組織の結成やボランティア活動等があげられるが、公表された地域防災計画のチェックも責務と考えられる。

・物資供給等の民間事業者の責務：災害時における事業活動の継続的実施並びに国及び地方公共団体が実施する防災に関する施策への協力に努めること。（法第７条２）

・地区防災計画の提案：地区住民は共同して市町村地域防災計画に居住地周辺での地区防災計画を作成、提案できる。

（法第 42 条）（p30 参照）

・発見者の義務：災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市町村長又は警察官もしくは海上保安官に通報すること。（法第 54 条）

・通行禁止区間内の運転者：災害時の通行禁止区間では、対象車両は緊急通行車両の通行の妨害とならないよう、速やかに対象車両を区間外に移動するか、できる限り道路の左側端に沿う等より駐車すること。（法第 76 条）

・国民への協力要請への努力義務：法第105条の規定による災害緊急事態の布告があった場合の内閣総理大臣からの国民全体への協力要請（物資の買占めの自粛等必要な協力の要請等）に応ずるよう努めること。（法108条の３）

なお、平成25年の法改正で、災害時におけるボランティアが果たす役割の大きさを踏まえ、国及び地方公共団体の責務として、ボランティアとの連携に努めることが加えられた。（法第５条の３）

②防災に関する組織の整備

伊勢湾台風災害以前は、防災行政は省庁ごとに個別的で一貫性を欠いていた。そこで、総合的な防災行政を推進するため、総合調整機関として国、都道府県、市町村それぞれに中央防災会議、都道府県防災会議、市町村防災会議を設置し、防災活動の組織化、計画化を図ることが出来るようにした。

災害発生又はそのおそれがある場合には、都道府県又は市町村に災害対策本部を設置し、総合的かつ有効に災害応急対策等を実施する。また、非常災害発生の際には、国においても、非常（緊急）災害対策本部を設置し、的確かつ迅速な災害応急対策の実施のための総合調整等を行う。

③防災計画の整備

国、都道府県、市町村はそれぞれ防災計画を作成する。

国（中央防災会議）は防災基本計画を作成し、防災に関する総合的かつ長期的な計画を定めるとともに、指定公共機関等が作成する防災業務計画及び都道府県防災会議等が作成する地域防災計画において重点をおくべき事項等を明らかにしている。

また、地区住民は地域コミュニティにおける共助による防災活動を推進するため、平成25年の法改正で自発的な防災活動に関する**地区防災計画**を作成、提案できるようになった。(法第42条)

＜地区防災計画＞

(1)背景

阪神・淡路大震災(1995年)、東日本大震災(2011年)の教訓から、大規模広域災害が発生した場合には、行政による防災活動(公助)のほかに、自分自身で自分の命や身の安全を守ること（自助）と地域コミュニティでの相互の助け合い（共助）が重要であると認識された。その教訓を踏まえ、平成25年の法改正では、防災計画体系の中に、共助の推進のための「地区防災計画制度」が新たに創設された。

(2)目的

本制度は、地区居住者等の自発的な防災活動に関する計画が市町村地域防災計画の中に規定されることによって、公助と共助とが連携して、地区の防災力を向上させることを目的としている。地区居住者等が自らの地区における自然的・社会的特性や想定される災害に応じた地区防災計画を作成し、市町村防災会議に対して提案を行うことができることとしている。これに対し、市町村防災会議にはその提案に対する応諾義務が課せられている。

(3)自主防災組織による共助との違い

従来から自主防災組織による共助はあったが、これは隣近所や町内会レベルの住民の連携・協力であった。これに対し、地区防災計画による共助は町内会に加え地域内の事業者、学校、病院等の連携・協力による共助の活動である。自主防災組織にはない人材、施設、機資材等の広範囲な資源の活用が期待できる。

(4)専門家の役割

地区防災計画は地区内の個人、町内会、事業者、学校、病院等が連携・協力して活動を分担することを前提としている。また、市町村地域防災計画に組み込まれることも前提としており、自治体（公助）との連携も欠かせない。しかし、多くの地区居住者等にとっては地区の自然的・社会的特性の把握や各団体組織との連携・分担は初めての作業であり、負担が大きく感じられることから地区防災計画の作成に躊躇してしまうことになる。この負担感を解消するために、早い段階から専門家がアドバイスすることが望ましい。専門家としても、いきなり地区に入るのではなく、地区の人々に受け入れられるよう、あらかじめ地区と連携した、災害に備えた活動を継続しておくことが望まれる。

④災害対策の推進

災害対策を災害予防、災害応急対策及び災害復旧というステージに分け、それぞれのステージ毎に各実施責任主体の果たすべき役割や権限が規定されている。具体的には、防災訓練義務、市町村長の警戒区域設定権、応急公用負担、災害時における交通の規制等である。

⑤激甚災害等に対する財政援助等

災害予防及び災害応急対策に関する費用等については、原則として実施責任者が負担するものとなっているが、特に激甚な災害については地方公共団体に対する国の特別の財政援助、被災

者に対する助成等が行われる。これを受け、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第150号）が制定された。

⑥災害緊急事態に対する措置

国の経済及び社会の秩序の維持に重大な影響を及ぼす異常かつ激甚な災害が発生した場合には、災害応急対策の推進と秩序の維持のため、内閣総理大臣は関係地域について災害緊急事態の布告を発することができる。（法第105条）

（５）災害対策の内容

1）災害予防

災害予防の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画に基づき、災害の発生又は拡大を未然に防止するために次の災害予防措置を実施すること。（法第 46 条）

・防災に関する組織の整備
・防災に関する教育及び訓練
・防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検
・防災に関する施設及び設備の整備及び点検
・災害が発生した場合における相互応援の円滑な実施及び民間の団体の協力の確保のためにあらかじめ講ずべき措置
・要配慮者の生命又は身体を災害から保護するためにあらかじめ講ずべき措置
・その他、災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善

①災害予防責任者の責務（法第 47～49 条）

災害予防責任者（指定行政機関の長並びに防災上重要な施設の管理者等）は災害を予測し、予報し、又は災害に関する情報を迅速に伝達するため必要な組織を整備するとともに、以下の責

務を負う。

・防災教育の実施
・防災訓練の実施
・防災に必要な物資及び資材の備蓄等
・物資供給等の民間事業者の協力を得るために、協定の締結等必要な措置の実施

②市町村長の責務（法第 49 条）

・指定緊急避難場所の指定

切迫した災害の危険から逃れるための「避難場所」として、安全等の基準に適合する施設又は場所を、洪水や地震、津波等の異常の現象の種類ごとに指定緊急避難場所としてあらかじめ地域防災計画に指定して住民に周知すること。（法第 49 条の４）

・指定避難所の指定

災害が発生した場合に、自らの住居を失った被災住民等が一時的に滞在して避難生活をする「避難所」として、安全等の基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所としてあらかじめ地域防災計画に指定して住民に周知すること。（法第 49 条の７）

なお、指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。（法第 49 条の８）

・防災マップ等の作成と周知

指定緊急避難場所、避難路その他住民の円滑な避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらを記載した防災マップなどの印刷物を作成するとともに、その配布等に必要な措置を講ずること。（法第49条の９）

・避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者の把握と必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成すること。（法第 49 条の 10）

２）災害応急対策

災害応急対策の実施の責任を有する者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して災害応急対策を実施すること。

災害応急対策は、発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、または災害が発生した場合に応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために次の措置を行う。（法第 50 条）

・警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示
・消防、水防その他の応急措置
・被災者の救難、救助その他保護
・災害を受けた児童及び生徒の応急の教育
・施設及び設備の応急の復旧
・廃棄物の処理及び清掃、防疫など生活環境の保全及び公衆衛生
・犯罪の予防、交通の規制など災害地における社会秩序の維持
・緊急輸送の確保に関する事項
・その他、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置

①災害応急対策責任者の責務

災害応急対策責任者（指定行政機関の長並びに防災上重要な施設の管理者等）は災害に関する情報の収集及び伝達に努ること。また、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対策の実施に努めること。（法第 51 条）

災害が発生した場合は遅滞なく避難所を供与するとともに、避難所に滞在する被災者ならびに避難所に滞在することができない被災者に対して、食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供等の生活環境の整備に必要

な措置を講ずるよう努めること。（法第 68 条）

②発見者（住民含む）の義務（法第 54 条）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報すること。

③市町村長の業務（事前措置）

災害が発生したとき、もしくは災害が発生するおそれがあるときは次の業務を行う。

- 被害状況の都道府県への報告（法第 53 条）
- 災害に関する予報もしくは警報の住民や関係ある団体等への伝達及び警告（法第 56 条）
- 消防機関、水防団への出動命令（法第 58 条）
- 災害応急対策責任者への応急措置の実施に必要な準備の要請（法第 58 条）
- 災害を拡大させるおそれがある設備、物件の除去、保安等の事前の指示（法第 59 条）
- 必要と認める地域の居住者等に対する、避難のための立退きの勧告および急を要する場合の指示（法第 60 条）
- 避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合の避難場所の指示（法第 60 条）
- 避難のための立退きがかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるときの、屋内での待避等の安全確保措置の指示（法第 60 条）
- 備蓄物資等の供給に関する相互協力（法第 86 条）

④市町村長の業務(応急措置)

災害が発生したとき、またはまさに災害が発生しようとするときは次の業務を行う。

・災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施（法第 62 条）
・危険を防止するための警戒区域の設定と、立ち入りの制限、禁止、退去の命令（法第 63 条）
・他の市町村長等への応援の要求(法第 67 条)
・都道府県知事への応援の要求および自衛隊の災害派遣要請の要求（法第 68 条）
・緊急の場合の、他人の土地、建物、物件等の一時使用もしくは収容（法第 64 条）
・緊急の場合の、応急措置の支障となる物の除去および保管（法第 64 条）
（この規程は警察官、海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官にも準用される。）
・同一都道府県内の他の市町村長との広域一時滞在の協議
・被災者の安否情報の照会があったときの回答（情報提供）
・応急対策実施に必要な物資または資材の供給についての要請

⑤災害時における交通の規制など（法第 76 条）

・都道府県公安委員会および道路管理者は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺地域の道路区間において、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限することができる。
・通行禁止区間内の通行禁止対象車両の運転者は速やかに対象車両を区間外に移動すること。移動が困難な場合はできる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
・警察官および道路管理者は通行禁止区域等において、緊急通

行車両の通行の妨害となる車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、緊急通行車両の円滑な通行のため必要な措置を命ずることができる。

・命ぜられた者が当該措置をとらないとき、またはその命令の相手方が現場に不在で当該措置を命ずることができないときは、警察官等は自ら当該措置をとることができる。この場合、警察官等は当該措置をとるため、やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。（損失補償はされる。この規程は消防吏員又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官にも準用される。）

⑥被災者の公的徴収金の減免等（法第 85 条）

・国は被災者の国税その他国の徴収金について、地方公共団体は被災者の地方税その他地方公共団体の徴収金について、それぞれ軽減若しくは免除又は徴収猶予その他必要な措置をとることができる。

⑦著しく異常かつ激甚な非常災害に指定された場合の特例（法第 86 条）

・避難所

消防法第 17 条の規定（消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設については消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、技術上の基準に従って、設置し、及び維持すること。）を適用しないが、地方公共団体の長は、消防法 に準拠して基準を定め、当該避難所等における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講じること。

・地方公共団体の長が開設する臨時の医療施設

医療法第 4 章の規定（病院を開設しようとするとき、医師法、

歯科医師法による登録を受けていない者、または助産師でない者が診療所、助産所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事の許可を受けること。）を適用しない。

・埋葬及び火葬の特例

厚生労働大臣は、厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律 第５条 に規定する手続（埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、市町村長（特別区の区長を含む。）の許可を受けること。）及び第 14 条 に規定する手続（埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を受理した後でなければ、埋葬または焼骨の埋蔵、収蔵または火葬を行ってはならない。）の特例を定めることができる。

・廃棄物処理の特例

環境大臣は、指定を受けた災害により生じた廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図るため、廃棄物処理法第５条の２第１項 に規定する基本方針にのっとり、指定災害廃棄物の処理に関する基本的な指針を定め、これを公表する。

３）災害復旧

①災害復旧の実施責任（法第 87 条）

指定行政機関の長およびその他災害復旧の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画に基づき、災害復旧を実施する。

②市町村が行う被災者の援護を図るための措置

・罹災証明書の交付（法第 90 条）

被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（罹災証明書）を交付する。

市町村長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保するため、専門的な知識及び経験を有する職員の育成など必要な措置を講ずるよう努める。

・被災者台帳の作成（法第 90 条）

市町村長は災害が発生した場合、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする被災者台帳を作成する。

被災者台帳には、被災者に関する事項（氏名 、生年月日、性別 、住所又は居所、住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況 、援護の実施の状況 、要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 、その他）を記載し、または記録する。

市町村長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

市町村長は、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(6)情報伝達

東日本大震災の例にもあるように、被災現場こそが情報が届かないため一番の情報不足になっている。また、復旧に手を取られ外部への情報発信もできない状況にある。情報（通報）についてはボトムアップとトップダウンの併用のほか、救援者自らが直接被災地に赴いて情報を取りに行く仕組みや、被災者が情報発信出来る場を設けることも望まれる。

市町村長から住民へなされる情報伝達の代表的なものが避難勧

告である。前述のとおり、法第 60 条では防災上必要と認められる場合、市町村長はその地域の居住者・滞在者等に対し、避難のための立ち退きを勧告、または指示することができ、この際に市町村長は立ち退き先を指示することができる。

（これは逆に、市町村長には避難勧告、避難指示が判断できる十分な情報（通報）が伝達されていなければならないということである。平成 25 年の気象特別警報、平成 22 年の土砂災害防止法改正など市町村長へ情報提供できる制度ができているものの、さらなる情報（通報）伝達が望まれる。）

（７）法第 60 条に規定される避難についての考え方

昭和 34 年の伊勢湾台風被害の反省から、それまで避難指示の発令権者等がまちまちであったものが、地域に精通している市町村長に避難指示等の権限を集中したものである。

昭和 36 年の法制定時での避難の考え方は、

①時期的に早い段階では、強制すべきでない。
②役所の都合で住民に避難を強制することは好ましくない。
③本人が危険負担するものであるから、強制すべきでない。
④事態の本質上、罰則をもって担保すべきものではない。

であった。これが災害対策基本法における避難の考え方の精神として続いている。

しかし、最近では避難時における自助、共助、公助の連携の重要性が叫ばれており、このトーンも少しずつ変化しつつある。

3.3　被災者生活再建支援法（平成 10 年）

自然災害に罹災し、住宅が全壊・半壊するなど生活基盤への著しい被害を受けた者に対し、生活の再建を支援するために金銭を給付する法律である。1995 年に発生した阪神・淡路大震災を契機として、1998 年に成立した。

内閣府の被害認定基準をもとに、被災家屋の壁や柱の損傷などを調べて、「全壊」「半壊」などと認定する。認定内容によって、本法に基づく支援金の給付や固定資産税の減免額、県住宅再建共済制度の給付金など、受けられる公的支援の内容が変わる。

被災者生活再建支援法では、支援金は都道府県から拠出される。被災の程度により給付される金額が異なり、例えば住宅が全壊した場合は最大で、基礎支援金 100 万円に加え再建費用 200 万円の計 300 万円が支給される。

被災者生活再建支援法の発動対象となる自然災害には、地震、豪雨、豪雪、暴風、津波、高潮、火山の噴火などがある。東日本大震災の発生時には青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県・千葉県の全域と、新潟県・長野県・埼玉県・東京都の一部地域に適用されている。

被災者生活再建支援法は自然災害のみを対象としており、東日本大震災で併発した東京電力福島第一原子力発電所の事故により避難区域・帰還困難に指定された世帯は対象に含まれない。このため、原発事故により生活基盤に打撃を受けた人々の救済・支援は新たな課題となっている。

被災者生活再建支援法の適用

1）方法

○市町村は、住宅の被害状況等を把握するための被害認定調査を行い、随時調査状況を都道府県に報告する。

○全壊世帯数が市町村で10世帯以上、または都道府県で100世帯以上ある場合などには同法の対象となる。（施行令第１条）

○災害救助法の指定がなされなかった場合でも、被災世帯の数が災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号に該当する災害が発生した市町村は、支援法の対象となる。（ｐ７災害救助法適用基準参照）

2）留意点

○同法が適用された場合、市町村は、制度対象者への迅速な周知に努める必要がある。

要点(引用文献：津久井進；Q＆A被災者生活再建支援法，商事法務、2011 年)
(平成 23 年 8 月「被災者生活再建支援制度の周知等について」(府政防第 850 号)
(「災害に係る住家の被害認定基準運用指針(平成 25 年 6 月)」)

１．対象世帯

生活の本拠地としていた住宅が自然災害により被害を受けた世帯のうち、

(1)「全壊」の罹災証明を受けた世帯

(2)「大規模半壊」の罹災証明を受けた世帯
（住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯）

(3)「半壊」の罹災証明を受けた世帯で、敷地被害が認められ倒壊の恐れや補修費用が著しく高額になるなどやむを得ない理由でその住宅を「解体」した世帯

(4)「長期避難」帯区域に居住していた世帯

が対象となる。

※被災当時に生活の本拠地として居住していた住宅が対象となるので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象にならない。

２．適用対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他異常な自然現象（地すべり、山崩れ、がけ崩れ、土地隆起、土地沈降、土石流、火砕流など）により生ずる被害をいう。戦争、火災、大規模事故、人的な爆発事故などによる被害は含まれない。

３．給付金の内容

住宅の被害程度に応じて支給される「基礎支援金」（最高 100 万円）と、それに加え、住宅の再建方法に応じて支給される「加算支援金」（最高 200 万円）の組み合わせで給付される。「加

算支援金」単独の給付はない。

(1) 基礎支援金の対象となる住宅の被害程度の種類

罹災証明書の「被害の程度」欄に記載される次の範疇のものが対象となる。

・全壊
・大規模半壊
・大規模半壊に準ずるもの（半壊（解体あり））
（危険状態の半壊もしくは敷地被害で、やむを得ず解体する場合、居住不能状態の継続で長期避難の場合）

以下の場合は基礎支援金の対象にならない。

・半壊（解体なし）
・一部損壊（準半壊：損害割合 10%以上 20%未満）
・一部損壊（損害割合 10%未満）

＜「準半壊」の設定経緯と注意点＞

令和元年台風 15 号の強風災害により、屋根のみの損害が「一部損壊」と被害認定され、災害救助法第 4 条第 1 項 6 号に規定される被災住宅の応急修理の対象にならなかった。「一部損壊（準半壊）」はこれを支援するために令和元年 10 月 23 日付内閣府告示により新たに設けられた被害程度の区分である。半壊に準ずる程度（損害割合 10%以上 20%未満）の損傷による被害を受けた住家に認定される。被災住宅の応急修理のための被害程度の区分であるため、基礎支援金の対象にはならない。このため、以下の給付金額の説明では「準半壊」を除いている。

(2) 加算支援金の対象となる住宅の再建方法の種類

・建設・購入
・補修
・賃借（公営住宅を除く）

４．給付金額

複数人世帯が原則である。単数人世帯は３／４の額になる。

基礎支援金

被害程度	支給金額（万円）	
	複数世帯	単数世帯
全壊	100	75
大規模半壊	50	37.5
解体 半壊・大規模半壊解体 敷地被害解体	100	75
長期避難	100	75

加算支援金（独立ではなく、基礎支援金とペアで給付される。）

再建方法	支給金額（万円）	
	複数世帯	単数世帯
建設・購入	200	150
補修	100	75
賃借（公営住宅以外）	50	37.5

５．長期避難

長期避難を余儀なくされている世帯は全壊世帯と同じ取り扱いになる。ただし、元の住居が使用できないことが前提であり、加算支援金のうち建て替えや補修は対象外となる。

（長期間にわたり留守家にしておくと、ネズミなどの小動物に室内を荒らされ、悪臭などで結局、住めなくなる場合がある。）

長期避難の期間についての基準はない。都道府県が長期避難世帯の認定を行うと、公示される。

避難指示が3年以上解除されず経過したときは特定長期避難世帯とされ、避難指示解除後 2 年以内に地元に戻った世帯には特例として 70 万円が支給される。ただし、支援金支給総額は 300 万円以内である。

６．使途

基礎支援金、加算給付金も見舞金であり使途に制限はない。住宅再建のためではなく生活再建のための支援金であり、加算支援金も建設・購入、補修、賃借以外の用途に使っても構わない。事後の報告も必要ない。平成 19 年の法改正で定額渡しきりの給付金となった。年齢、収入要件も撤廃された。

７．支援金の法的性質

あくまでも見舞金であり、被災者の負担した経費を補填するものではない。（助成金や補助金とは違う。）申請して、決定を経てはじめて支給されるものである。

また、支援金は世帯に対して給付される見舞金で、個人に対する見舞金ではない。世帯主は代表者としての申請人にすぎず、支援金は世帯主個人に帰属するものではない。この点で私法上の権利とは異なっている。その他、次のような法的性質がある。

・課税されない。
・個人の私法上の請求権ではない。
・債権があっても差し押さえの対象にはならない。
・生活保護を受けていても収入とは認定されない。

８．相続の可否

支援金は相続の対象とはならない。同一世帯を構成していない限り、申請はできない。

一人暮らしの単数世帯の世帯主が死亡すると、受給申請者がいなくなることになり、誰も受給できなくなる。別居で一人暮らしの親の住家が全壊し死亡しても、相続人の子は申請できない。

９．世帯の認定

「世帯」とは「社会生活上の単位として、住宅および生計を１つにするものの集まり、または独立して生計を維持する単身者

をいう 」とされている。数世帯が同一の家屋で同居していても、生計が別々ならば別個の世帯として扱われる。各自治体は住民票を基準に世帯を認定しているので、住民票が世帯の基準となる。ただし、住民票が 1 つでも電機・ガス等が別々に契約されているとか、母屋と離れなどのように住宅構造上も別世帯であることが明らかな場合は別世帯として支援金を申請できる。

世帯の認定は災害発生日を基準として定められる。災害後に夫婦が離婚したとか、親子が分かれて生活することになった場合でも 1 つの世帯として扱われる。災害後に複数世帯が同居して単数世帯になった場合でも複数世帯として申請できる。

ただし、世帯全員が死亡した場合は被災者生活再建支援制度の対象にならない。(「世帯主」の定義は 34. 申請人を参照のこと。)

10. 住宅の定義

住宅とは、現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住宅であるかどうかは問わない。現実に居住していない空き家、別荘、他人に貸している物件、建設中の住宅等は、当然ながら居住する住宅には含まれない。

また、いわゆる「離れ」については日常的に「母屋」と一体的に使用されているものであれば、合わせて１戸の住宅として取り扱う。主たる棟は全壊等に至らなかったが、付随する別棟の台所、トイレ、納屋等が全壊等した場合は合わせて１戸の住宅として取り扱うことになる。

11. 適用範囲

借家人：借家やアパート等の賃貸住宅に居住の場合も被災世帯の対象となる。

貸家の家主：居住していなければ所有していても支援の対象外となる。

店舗：住宅ではないので、たとえ全壊認定を受けても支援の対象外となる。

事業者一般：自宅が無事であれば、たとえ工場などの生業場の建物を失って生活が維持できないとしても支援金は支給されない。

地盤被害：地震等の地盤被害によって、住家に倒壊などが生じて解体する必要がある場合は、「半壊」とされても「全壊」と同様に扱われ、支援金が支給される。住宅を解体しない場合は対象外となる。

12. 「被害認定」の調査

住宅に被害がある場合、支援法の適用要件である「全壊（全焼、全流出）」、「大規模半壊」、「半壊（半焼）」、「一部損壊」の４種類のいずれかの「被害認定」を受けることになる（「準半壊」はここでは除く）。水害の場合は「床上浸水」、「床下浸水」の認定を受けることがある。

全壊：損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難

大規模半壊：半壊し、構想耐力上主要な部分（柱等）の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難

半壊：補修すれば元通りに再使用できる程度

13. 被害認定調査

調査は市町村が行う。基本的に調査員２名（うち１名は建築技術の専門的知識を有するもの）で行うことが望ましいが、被害認定に係る最終的な責任は当該市町村が負うべきものであることから、委託及びその範囲については、当該市町村で判断することになる。すなわち、認定には資格は要らず、多くは自治体職員が担当する。市町村の判断で市町村から委託を受けた建築

士や土地家屋調査士等が行うこともある。

被災者は被災認定調査を拒否することができるが、各種支援策を受けられなくなる場合がある。

被害認定調査の結果として**「罹災証明書」**が発行される。

なお、被害認定調査は、居住可能かどうかを判定するものではない。また、認定する被害の程度は、住宅の復旧方法を検討するものでもない。居住可能かどうか、被災した住宅の再建方法については、別途、「被害度区分判定」等を参考に建築士等に相談する。（22. 被害認定に類するその他の制度　参考）

14. 「被害認定」の判断基準

物理的に壊れた面積割合によって判定する「損壊基準判定」と、経済的被害の割合によって判定する「損害基準判定」の 2 つの尺度によって「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「一部損壊」を判定する。

「損壊基準判定」と「損害基準判定」には以下のとおりの数値基準が定められている。

	全壊	半壊	
		大規模半壊	その他
①損壊基準判定 住家の損壊、消失、流出した部分の床面積の延べ面積に占める損壊割合	70%以上	50%以上 70%未満	20%以上 50%未満
②損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

基準判定が 20%未満は「一部損壊」になる。

市町村は①、②のいずれかの方法で「被害認定」を行えるが、実際には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成 25 年 6 月）」に示される判定法で行っている。

すなわち、(1)建物の外観と傾斜から明らかに全壊か否かを判定し、(2)明らかに全壊でないものはさらに②の損害基準で判定するものである。

損害基準判定では建物の部位別（屋根、外壁、基礎など）に構成割合を設定し、部位ごとに構成割合と損傷の程度（別途の基準による）を掛け合わせ、その合計で住家全体の損害割合を求めている。

部位毎に損害割合を算出し、住家全体の損害割合を求める。

Σ（ 当該部位の損害の程度（※） × 当該部位の家屋全体に占める構成割合 ） ＝ 住家全体の損害割合

運用指針により床、屋根等の部位毎に定められた構成割合

※ 当該部位の損害の程度 ＝Σ（ 当該部位の一部の損害の程度（10%～100%） × 当該部位の一部の当該部位全体に占める割合 ）

市町村による調査

被害認定調査は、住宅の主要な構成要素の経済的被害の全体に占める割合で被害の程度を認定するため、規模の大きい住宅等では補修に係る費用が非常に高額であっても、全壊、大規模半壊と認定されない場合がある。

15. 地震、風水害による住家の傾斜による被害認定（「災害に係る住家の被害認定基準運用指針(平成 25 年 6 月)」）

（木造、プレハブの住家）

1／20≦四隅の傾斜の平均　⇒ 全壊

1／60≦四隅の傾斜の平均＜1／20　⇒ 損害割合を15%

（非木造の住家）

被災者生活再建支援法

1／30≦四隅の傾斜の平均　　⇒ 全壊

1／60≦四隅の傾斜の平均＜1／30　⇒ 損害割合を20%

16. 液状化による住家の被害認定（「地盤に係る住家被害認定の調査・判定方法について（平成 23 年 5 月 2 日事務連絡）」）

地盤に係る住家被害について、基礎・床一体となった傾斜による判定および住家の基礎等の潜り込みによる判定が行われる。

地盤被害に伴う傾斜（床・基礎を含む）及び潜り込みに係る住家の被害認定

傾斜 / 潜り込み	1/20 以上 ※不同沈下がある場合	1/60 以上 1/20 未満 ※不同沈下がある場合	1/100 以上 1/60 未満 ※不同沈下がある場合	1/100 未満
床上 1m [1.5m]	1次・2次 全壊	1次・2次 全壊	1次・2次 全壊	1次・2次 全壊
床まで [0.5m]	1次・2次 全壊	1次 大規模半壊 2次 35+25x+α	1次 大規模半壊 2次 20+25x+α	1次 大規模半壊 2次 10+35x+α
基礎天端下 25cm まで [0.2m]	1次・2次 全壊	1次 大規模半壊 2次 35+α	1次 半壊 2次 20+α	1次 半壊 2次 10+10x+α
それ以下	1次・2次 全壊	1次 大規模半壊 2次 35+α	1次 半壊 2次 10+α	1次 被害なし 2次 <通常の被害認定>

x：1 階の床面積／住家の延床面積、α：建具、設備等の被害

17. 地盤被害による住家被害認定（「熊本地震における被害認定調査・罹災証明書交付等に係る留意事項について（平成28年5月20日事務連絡）」）

平成28年4月熊本地震では斜面の崩壊や地盤沈下によって住家に被害が発生した場合が多く見られたが、被害認定基準運用指針（平成25年6月）ではこのような被害認定については明記されていない。しかし、この事務連絡では、地盤の沈下や斜面の崩壊

等による地盤被害に伴い、住家の不同沈下や基礎等の地盤面下への潜り込みが発生した場合にも、地方公共団体の判断により、必ずしも外観には大きな被害が見られなくても大規模半壊や全壊等として判定できることが可能であることを示している。

また、敷地の被害によりやむを得ない事由によって住宅を解体せざるを得ない場合には、罹災証明書では「半壊」や「一部損壊」であっても、「全壊」と同様の支援を受けることができるとしている。

18. 浸水深による住家の被害認定（災害に係る住家の被害認定基準運用指針(平成 25 年 6 月)）

（【木造・プレハブ】戸建ての１～２階建てであり、かつ、津波、越流、堤防決壊等により水流や泥流、瓦礫等の衝突による外力被害がある住家）

浸水深の一番浅い部分が１階天井まで達したもの⇒ 全壊
床上１ｍまで達したもの⇒大規模半壊
床上まで達したもの　⇒半壊

床上まで達していないもの⇒一部損壊（損害割合20%未満）

（それ以外の住家）（第２次調査のみ）

浸水が床上まで達していないもの（外観に外力による損傷があるもの等を除く）　⇒一部損壊（損害割合20%未満）

19. 「罹災証明書」と「被災証明書」

「罹災証明書」：住家にかかる被害認定の結果（被災者の被害内容）を証明する書類で、被災者に対する支援策や特例を受ける際の必要書類である。市町村が発行する。書式も市町村で異なる。居住者の世帯主と、建物の所有者に発行される。

被災による税金減免や学費免除等の根拠にもなる。

（「解体なしの半壊」や「一部損壊」の認定では支援金の対象にならないが、減免などの根拠となるので、領収書とともに保管しておくのがよい。）

市町村によっては、必須の住家被害のほか、被災住民の利便の観点から、住家以外の不動産被害や家財等の動産被害、被災住民の人的被害等についても記載するところもある。

「被災証明書」：支援の対象にならない住家以外の物（車両、家財、償却財産等）の被害を証明する書類で、税金の控除や保険金の請求等に利用される。市町村が任意に発行する。

20. 被害認定調査前の取り壊し、補修

住宅の損傷等を確認できなければ、被害を認定できなくなるので、取り壊し、補修の前に市区町村へ連絡する。また、どうしても調査の前に取り壊し、補修を行う必要がある場合には、損傷状況の分かる写真等客観的な証拠を残しておく。

21. 被害認定に対する不服

第１次調査は、外観からの目視確認をするにとどまるので、軽微な損傷や内部の損傷は見落とされがちで低いランクに判定されることがある。これに対しては、不服を申し立てることができ、第２次調査で内部を確認しランクが上がる場合がある。

不服がある場合は市町村の窓口に被害認定の不服内容について相談する。それでも納得がいかない場合は再調査（第２次調査）を求めることになる。再調査が重要なポイントとなることから、被災者は資料を用意し、住宅の損壊箇所を的確に説明できるようにすることが重要となる。

なお、18. の平成 28 年 5 月 20 日事務連絡では、被災者の実感と異なる判定の罹災証明書を交付することで混乱を招く恐れが

ある場合には、円滑かつ迅速な証明書の発行のため地方公共団体の判断により、被災者に判定結果を確認してもらった上で交付することとし、被災者が判定結果に納得しない場合には第１次調査に基づく罹災証明書を交付せず、第２次調査実施後に交付することも可能であることを示している。

22. 被害認定に類するその他の制度

以下の危険度判定制度等は、支援法の「被害認定」とは異なるものであり、支援金の対象とはならない。用語が似ているので注意する必要がある。

「被災建築物応急危険度判定」：災害の直後、市町村が行う。有資格の判定士（応急危険度判定士）が建築物を一斉調査し、二次災害を防止するため余震等による倒壊や外壁の落下等の危険を判定する。「危険」（赤色）、「要注意」（黄色）、「調査済み」（緑色）のステッカーを貼って、歩行者や周辺の住民等に危険性を知らせる。「被害認定」の前に行われる調査である。本調査は応急の危険性を知らせるもので、赤色のステッカーが貼られても被害認定の「全壊」を示すものではない。

（災害ボランティアは「危険」（赤色）、「要注意」（黄色）の家屋には立ち入らないよう指導されているとのことである。しかし、被災者の立場からでは杓子定規にダメではなく、専門家と相談して対応するのがよい。）

「被災度区分判定」：被災建物の損壊状況を確認し、復旧の要否を判定するものである。建物所有者が建築士に依頼して行う。有料である。「倒壊」、「大破」、「中破」、「小破」、「軽微」の５ランクに分類し、要復旧、復旧不可能等を判断し、継続使用や復旧等の方針を示す。

「保険会社の被害調査」：保険金支払いのために、各保険会社が各自の基準により自社で行う。被害認定に似ているが、あくまでも保険金支払い手続きの一環で行われる。

「滅失」：民法をはじめとする私法上の損壊の概念。滅失かどうかは物理的、機能的、経済的な観点から判断され最終的には司法判断による。建物の滅失により賃貸借契約は当然終了するとされる。

「被災宅地危険度判定」：宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地の状況について有資格の判定士が調査し、二次災害を軽減・防止し、宅地の所有者・居住者だけでなく、周辺の住民の安全を確保する。建築物の敷地のほか、のり面、擁壁、その他建築物に被害を及ぼす恐れのある土地を対象とする。 判定結果は「危険宅地」（赤色）、「要注意宅地」（黄色）、「調査済み宅地」（青色）の３種類のステッカーで表示する。

（宅地が危険な場合は家屋が健全でも赤色ステッカーが貼られる。この場合、基本的に宅地には立入りできなくな

るが、家屋の被害認定では「一部損壊」扱いになることがあり、住民の理解が得られないことがある。）

23. 複合的な建物（マンション）

集合住宅は原則として一棟全体で判定する。罹災証明は同じ被害認定の内容で各戸ごとに発行される。ただし、住戸間で明らかに被害程度が異なる場合は、各戸ごとに調査、認定されることもある。

24. 複合的な建物（母屋と離れ）

母屋と離れが別棟になっている場合でも日常的に一体として居住の用に供しているのであればこれらを一戸の住宅として判定する。登記簿上、別個の建物であるかどうかは問わない。母屋及び「離れ」を合わせた、床面積の損壊割合又は住家の主要な構成要素の損害割合を算定し、被害認定を行うことになる。

25. 複合的な建物（住居店舗併設）

原則として、店舗部分と住居部分は区分し、住居部分の被害のみを認定することとされている。ただし、店舗部分（１階など）の被災で２階の住宅部分を含めた建物全体が「居住のための基本的機能を喪失」して危うくなれば全壊や大規模半壊の認定を受けることもある。

26. 加算支援金（全壊後の共同立て替え）

共同契約、共同名義であっても加算支援金は全額支給される。

建設・購入する建物が共有名義であっても「建設・購入」として 200 万円支給される。また、被災世帯に対して支給されるので、被災後に世帯が合体しても、2 世帯が資金を持ち寄り共同して一戸の建物を建設してもそれぞれの世帯に支給される。

27. 加算支援金（一部改築）

全壊と判定されても、元の建物の一部を利用する場合は「補修」

の申請ができる。「建設」とは従前の建物の一部を新しい建物の一部として使用しないですることなく住宅を作ることをいう。増築した部分だけで住宅としての機能が完結している場合は「建設」になる。

28. 加算支援金（応急修理）

災害救助法による救済措置である住宅の応急修理は半壊以上の住宅に対して仮住まいのために 57 万 4 千円（H29 年）を限度として市町村が行うものであり、被災者自らが行う恒久的な住まいのための「補修」とは性質が異なる。応急修理のみでは補修に値しないという取り扱いであるが、全壊または大規模半壊の住宅に対して 57 万 4 千円を越える修理を行った場合は「補修」の加算支援金が支給される。（3.1 災害救助法　5.被災住宅の応急修理（法 4 条第 1 項 6 号）　参照）

29. 加算支援金（賃貸住宅の補修）

従前の賃貸家屋に引き続き居住する場合は「賃借」に該当する加算支援金が支給される。しかし、一般に「補修」は家主の負担で行われるので、契約書に借り主負担の明記がある場合を除いて「補修」の加算支援金は支給されない。

30. 加算支援金（住宅再建をあきらめ老人ホームに入所する場合）

老人ホームの入居計形態によってかわり、賃貸型ならば「賃借」、購入型ならば「購入」の加算支援金が支給される。介護保険による施設利用の場合（特別養護老人ホーム、老人保健施設など）は、いずれにも該当しないので加算支援金の対象外となる。病院に入院する場合も居住といえないので、対象外となる。

31. 加算支援金（民間賃貸住宅を賃貸して再建する場合）

再建方法が複数該当する場合はその都度支給を受けることができる。仮住まいの時「賃借」で 50 万円支給を受け、新築の時

「建設」で 150 万円（200 万円より既支給分 50 万円を控除した額）の支給が受けられる。

一般には住宅補修で加算支援金を受給すると、生活再建がなされたと見做され、その後に住宅を建設・購入しても加算支援金は支給されないが、浸水被害などでは住宅補修後も悪臭継続や地盤沈下で居住困難となった場合には、補修の加算支援金と、建設・購入の加算支援金（合計 200 万円）が支給される。

32. 加算支援金（避難先、ホテル、公営住宅に居住する場合）

知人、親戚が避難先であっても賃貸借契約の実体があれば「賃借」としての加算支援金が支給される。ホテル等の宿泊施設での長期滞在、公営住宅への入居は「賃借」に当たらないとされている。

33. 支給事務全体の流れ

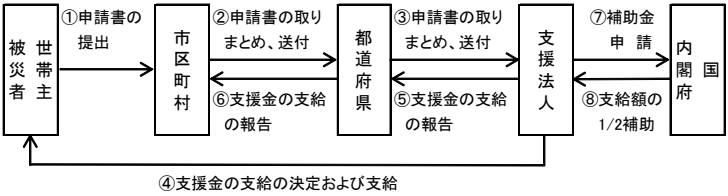

34. 申請人

支援金の申請は世帯主が行う。「世帯主」とは災害発生時に主として世帯の生計を維持しているものをいう。社会通念上、世帯に属する他の者を扶養していると認められる者をいう。扶養の判断は一律に決められないので、住民票により判断することを原則とするが、電気、水道等の料金明細が提出されている場合にはその契約者ということになる。

世帯主が行方不明など世帯主による申請が困難であると認め

られる場合は、世帯主に準じる者として他の家族による申請を受け付けている。この場合、申請書にその理由を記載する必要がある。

被災後、当該世帯に未成年者または成年後見人だけが残された場合は、法定代理人が申請および受け取りを行う。

35. 申請に必要な書類

①基礎支援金の申請

支給申請書：必要事項の記載

住民票：世帯を認定する基礎資料

罹災証明書：住宅の被害認定結果を証明する基礎資料

預金通帳等の写し：送金先を示す資料

（半壊認定で解体して申請する場合）

解体証明書：解体業者が発行する。

滅失登記簿謄本：法務局が発行する。

敷地被害証明書：市町村が発行する。（敷地被害により解体の場合）

②加算支援金の申請

支給申請書：必要事項の記載

建設、購入、補修、賃借の契約書写し：再建方法を示す書類

	書　類　名	入手方法および注意事項
両者	申請書	・各市区町村窓口にて配布。 ・もしくは HP よりダウンロード。 (可能な限り両面印刷にする)
基礎	罹災証明書	・市町村が発行。 ・「長期避難」の場合は不要。
	世帯全員の住民票 （外国人登録済証明書）	・市町村が発行。
	世帯主名義の預金通帳写し	・世帯主名義 ・フリガナ記載のあるもの。
	解体証明書 （※「解体」で申請する場合）	・解体業者が発行。 半壊または大規模半壊のり災証明を受けているか、敷地被害が認められる場合に、倒壊の恐れなどやむを得ない理由で解体する場合のみ申請可能。 ・滅失登記簿謄本でも可。
	被災宅地危険度判定結果 （※「敷地被害により解体」で申請する場合）	・市町村が発行 敷地被害が認められ、解体する場合のみ申請可能。 ・敷地の修復工事の契約書の写しでも可。
加算	契約書等の写し	・住宅を「建設・購入」、「補修」または「(民間) 賃貸」したことが分かるもの。

36. 申請書の提出先

被災時に居住していた市区町村が申請先になる。居住していた市区町村以外に住宅を再建する場合も同様である。

郵送での受付も可能である。

37. 申請期間

原則として、基礎支援金は被災した日から 13 ヶ月（1 年間＋1 ヶ月）以内、加算支援金は被災した日から 37 ヶ月（3 年間＋1 ヶ月）以内とされている。やむを得ない場合は延長もある。

38. 加算支援金の申請時期

建設、購入、補修、賃借いずれの場合も、契約締結の段階で申請できる。建設完了を待つ必要はない。また、その後の報告は求められていない。余剰金の精算も必要ない。しかし、契約が履行されない場合には、加算支援金の返還が必要となる。また、当初から虚偽の契約書等で加算支援金を受給したことが判明した場合には刑事告発される場合がある。

39. 罹災証明書がない場合

市町村の事務手続きが集中して罹災証明書の発行が遅れても、住宅の倒壊（「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」における一見して住家全部が倒壊しているものなど）が写真で確認できる場合は、その添付をもって受理されることも可能である。なお、この場合でも罹災証明書の提出を不要とするものではなく、罹災証明書の発行が開始された後、遅滞なく提出することが必要である。

40. 預金通帳を紛失した場合

各金融機関に連絡して再発行の手続きを行う。

（緊急に払い戻しが必要な場合は本人確認が出来れば払い戻しが行われる場合があるので各金融機関に問い合わせる。実印や印鑑登録証（カード）を紛失した場合は悪用を防ぐため、印鑑登録の亡失届け、廃止届けを行った方がよい。）

41. 被災市町村に居住しているが住民票が他市町村にある場合

居住とは、世帯が当該住宅を生活の本拠として日常的に使用し

ていることをいう。そのため、住民票を有していなくても、居住していることが確認できれば、支援法の被災世帯に該当することになる。

なお、住民票により居住の確認ができない場合は、水道、電気等の料金明細、郵便物、ＮＨＫの受信料の領収書、携帯電話等の請求書、金融機関の通帳、通学証明書、プロパンガスの配達証明、民生委員や町内会長による居住証明等により申請が可能であるが、申請者の氏名と住所（被災した居所のもの）が明記されていることを確認する必要がある。**（平成 23 年 8 月 18 日付「被災者生活再建支援制度の周知等について」（府政防第 850 号）より抜粋）**

（行政によっては事務簡略のためか住民票がなければ支援対象にならないと誤って考えるところがある。）

3.4 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年）

1967 年 8 月に発生した羽越豪雨災害をきっかけに、1973 年成立した法律で、災害による被災者に対して以下の対策を規定している。

- 災害弔慰金 － 災害により死亡した者の遺族に対して支給
- 災害障害見舞金 － 災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して支給
- 災害援護資金貸付 － 災害により世帯主が 1 ヶ月以上の負傷をしたときや、住居や家財に大きな被害を受けた場合，一定所得以下の世帯に対し援護資金を貸付

「災害」とは「自然災害」を指す（第 2 条）が、東日本大震災に伴う原発事故の被災者も対象としている。

なお、災害関連死も、認定を受ければ対象となる。

1．災害弔慰金（法第 3 条）

暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波その他の異常な自然現象による死者の遺族に**支給**される金銭。

［解説］

支給額は、生計維持者が死亡した場合は 500 万円、その他の家族が死亡した合は 250 万円。「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づいて、市町村が条例を定めて行うもので、費用は国が 2 分の 1、都道府県と市町村がそれぞれ 4 分の 1 ずつ負担する。

●支給の範囲・順位

・１．配偶者、２．子、３．父母、４．孫、５．祖父母

・上記のいずれも存しない場合には兄弟姉妹（死亡した者の死亡

当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）
※対象となる災害は、自然災害で１市町村において住居が５世帯以上滅失した災害等である。

２．災害障害見舞金（法第８条）

暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波その他の異常な自然現象によって、心身に重度の障害(*)を受けた被災者に**支給**される金銭。

[解説]

支給額は、生計維持者が障害を受けた場合は 250 万円、その他の家族の場合は 125 万円。「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づいて、市町村が条例を定めて行うもので、費用は国が 2 分の 1、都道府県と市町村がそれぞれ 4 分の 1 ずつ負担する。

災害障害見舞金の対象は、労災 1 級の基準と同等程度の障害に支給されるきわめて高い基準のため、軽度の障害や、要介護度が上がった程度では救済されず、対象となる人が災害弔慰金受給者と比べると極めて少ない。もともとが労災を受給できない人を救済する目的なので当然とされていたが、被災者の救済を考える趣旨から障害の度合いに応じた段階的な見舞金を支払うべきだという意見もある。

（＊）重度の障害とは次のような障害である。

1. 両眼が失明した人
2. 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人
3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人
4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人
5. 両上肢をひじ関節以上で失った人
6. 両上肢の用を全廃した人
7. 両下肢をひざ関節以上で失った人
8. 両下肢の用を全廃した人
9. 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人

3. 災害援護資金（法第 10 条）

災害救助法が適用される災害が発生した場合に、市町村が被災世帯に対して、生活の再建に必要な資金を**低利で貸し付ける**制度。

[補説]

世帯主が療養におおむね 1 か月以上かかる負傷を受けたり、家財の 3 分の 1 以上の損害、または住居が全壊・半壊・流出するなどの損害を受けた世帯が対象。

貸付限度額は 350 万円。利率は年 3 パーセント。償還期間は 10 年で、据置期間（3～5 年）は無利子。「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づいて行われ、原資は国が 3 分の 2、都道府県・指定都市が 3 分の 1 を負担する。

国県が財源を担うが、償還期日が到来しても利用者が市区町村に返済が滞った場合、市区町村がその償還を立て替える仕組みとなっている。災害援護資金はもともと返済能力の乏しい被災者に生活資金を貸し付けるものなので、将来的に焦げ付く危険性が高く、そのリスクを被災自治体が国県に代わって負う。阪神・淡路大震災の被災自治体は被災者に対し大量の訴訟を行わなければならず被災者救済との板ばさみにあっている。

貸付限度額	①世帯主に１か月以上の負傷がある場合	
	ア　当該負傷のみ	150万円
	イ　家財の３分の１以上の損害	250万円
	ウ　住居の半壊	270万円
	エ　住居の全壊	350万円
	②世帯主に１か月以上の負傷がない場合	
	ア　家財の３分の１以上の損害	150万円
	イ　住居の半壊	170万円
	ウ　住居の全壊（エの場合を除く）	250万円
	エ　住居の全体の滅失又は流失	350万円
貸付利率	年３％（据置期間中は無利子）	
据置期間	３年以内（特別の場合５年）	
償還期間	10年以内（据置期間を含む）	

所得制限がある。

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
１人	220万円
２人	430万円
３人	620万円
４人	730万円
５人以上	１人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。

4. 被災者相談会の内容

4.1 伊豆大島土砂災害(H25 年 10 月)

(1)平成 25 年 11 月 21 日～27 日　大島町役場会議室

① 土石流でブロック塀が倒壊した。復旧を工務店に依頼したら、敷地境界の測量が必要と言われた。境界の復元はどこに頼んだらいいか。

② 新築しようとした土地が被災した。今後、新築にあたり何か行政的な制限（危険区域に指定され、建築制限がかかる等）がかかるか。

(2)災害復興まちづくり支援機構資料（2013 年）より

相談結果(全体像)

相談者　29名

被災住民	69%
行政職員	31%

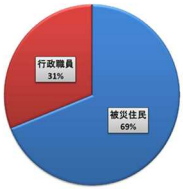

相談結果(内訳)

相談項目と割合

支援金	21%
災害弔慰金	14%
り災証明書	14%
相続	14%
損害賠償	14%
復旧関係	10%
救助活動補償	7%
保険	3%
その他	21%

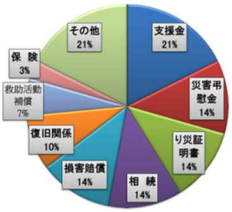

1人が複数項目の相談をしたケースがあるため合計は100%を超える。

相談者は被災住民のほかに、行政職員も多く見られた。慣れない災害対応で、行政職員も困惑している様子がうかがえる。また、行政職員では対応できないので、支援機構の相談窓口へ行くように言われた被災住民もいた。

相談内容は、支援金や弔慰金、支援金に関係する罹災証明、損害賠償など、復旧を考えるにあたって支給される金銭に関わる相談項目が半分以上を占めている。

4.2 広島土砂災害(H26 年 8 月)

(1)平成 26 年 9 月～10 月　避難所・集会所における相談会

①相談内容

・災害復旧工事と所有地
・家屋に倒れかけた電柱撤去
・引越運搬のために道路復旧
・復旧工事と費用負担に関する相談
・土砂撤去に関する相談
・罹災証明に関する相談
・応急修理に関する相談
・消毒
・復旧工事等への行政への要望
・土砂災害防止法関連の相談
・建物再建や土地収用の制度に関する相談

(2)広島弁護士会の報告書(「広島豪雨災害での広島弁護士会の被災者支援活動記録　2015 年 3 月」)より

①　相談種類

土砂災害は、土砂の流れに沿って被害が広がっている。そのため、自分の敷地や建物にはほとんど被害がなかったが、土砂の流れに沿っている隣家は全壊認定を受けた等、津波の被害等と異なり、同じ地域においても被害の大きさが全く異なる。これにより、給付される公的資金等の額も隣近所で大きな差があり、同様の被害を受けた被災者同士という心理状態も一部の同じ地域においては働きにくく、隣地同士での工作物等の撤去に関する相談が多いという特徴がある。

また、被害の認定についても、一軒隣は全く異なる罹災の認定

になっていることが多く、その後の公的給付や義捐金の配分などに大きく影響することから、罹災証明に関する不服や相談が相対的に多いという特徴もある。

このほか、土砂災害という性質上、底地が流されたり、建物の一部が滅失したり毀損したりという被害が多いため、不動産所有権に関する相談も割合的に多い。

② 相談時期

（下表は報告書内の月別相談件数表を、ピーク月が時系列に並ぶよう相談項目を並べ替えたものである。）

表 相談内容の時間的変化（月別相談件数のピーク月）

相 談 項 目	2014年8月	2014年9月	2014年10月	2014年11月	2014年12月	2015年1月
危険負担・商事・会社関係	○					
預金・株等の流動資産		○				
新たな融資		○				
離婚・親族		○				
労働問題		○				
車・船等の所有権（滅失問題含む）			○			
不動産賃貸借(借地)			○			
不動産賃貸借(借家)			○			
その他の借入金返済			○			
保険			○			
刑事			○			
境界				○		
住宅・車・船等のローン、リース				○		
災害関連法令					○	
不動産所有権（滅失問題含む）						○
工作物責任・相隣関係(妨害排除・予防・損害賠償)						○
税金						○
遺言・相続・行方不明						○
消費者被害						○
債権回収（貸金、売掛、請負等）						
外国人						
その他				○		
災害以外					○	

発災直後の8月・9月は、生業や親族、預金・株関係の相談が多い。少し落ち着いてきた10月頃からは、借家の問題や罹災証明の

不服に関する相談など、現実に元の生活場所での生活再建を考えていくうえで発生する諸問題への相談が多くなる。また、年が明けてからは、固定資産税など税務関係の相談が増えているという特徴がある。

発災直後の8月・9月に寄せられた相談件数は、対象期間中の63%を占めており、災害直後に実施する法律相談の機能、すなわち、紛争予防機能や不安解消機能などの重要性が再認識される。

③ 今後の課題

1．傾斜地のある住宅地での土砂災害に関しては、同一地域における被害状況が全く異なり、罹災証明についての不満等が噴出していることから、被害の実態に応じた罹災証明の認定のあり方や、不服申立の制度の見直しなどが検証されるべきである。

2．土砂災害が発生した直後には、近隣関係の相談を中心に多数の相談が寄せられることから、弁護士等の専門家団体は、発災直後から現地での相談等に多数の人員を派遣できるよう、平時から組織を構築しておく必要があるとともに、行政とも災害時の協定を締結し、相談場所の提供などに関して事前協議をしておくことが望ましい。

3．法律そのものではない相談も一定数みられるため、弁護士だけではなく社会福祉士や介護福祉士など、日頃から、高齢者など災害弱者の方と繋がりがある福祉系の団体とも協力関係を構築しながら、一体となって相談に応じる体制を構築しておくことが望ましい。

4.3 鬼怒川水害(H27年9月)

(1)平成 27 年 11 月 13 日（常総市役所）

① 3 世代家族で土地や家屋が親の名義、建て替えは　自分、その場合のローンの組み方や相続分与や登記の方法、税対策、等々について
② 災害廃棄物の申請期限切れの物の、遡及適用について
③ 家屋建て替え期間中の仮住居措置の斡旋について

(2)災害復興まちづくり支援機構の相談会報告（2016 年）より

① ブラジル人の相談。派遣会社が契約者となり、支払は相談者という形の火災保険に入っていた。今回の水害で請求しようとしたら派遣会社が相談者の名義や印鑑で勝手に請求し、受領していた。こうした悪質な行為を許しては、同朋が今後も泣き寝入りする。罰して欲しいが、何か方法はないか？
② 常総市で生活をしていて罹災証明書は出ている。しかし、住民票が別の場所にあることから義援金は支給しないと言われた。どうすればよいか？
③ アパート経営をしている。水害で建物が滅失したため、借主全員の間で賃貸借契約を解除した。しかし、一人だけ駐輪場にバイクをおいたまま連絡が取れない者がいる。バイクを撤去することは出来ないか？
④ 半壊認定を受けたが、建て替えた方が良いかどうか？
⑤ 水害によるカビや堆積土砂の臭いの問題対策について
⑥ 大規模半壊、借地で、新たに自分の土地に家を建て替えることにしているが、従前家屋の取り壊しや滅失登記について

被災者相談会の内容

4.4 熊本地震災害(H28 年 4 月)

(1) 5 月 14 日～15 日 御船町 玉虫住宅南組公民館、
田代東部公民館

・応急危険度判定、罹災証明のための被害認定は行われていないが、いつ行われるのか。

⇒(これからである。)

(御船町では申請者に対して行っているようである。)

・全壊、大規模半壊、半壊とはどの程度のものか。写真等で示してほしい。

⇒(内閣府の HP に写真がある。)

・家の擁壁が変形したり、崩れた場合、作り直すのに公費の支援があるのか。

⇒(宅地への公費補助は地すべりなどの特別な場合を除いて、無いと言える。急傾斜や地すべりの危険地区に指定されれば場合によっては公費で対策も可能であるが、住民にも制約が生じる。)

・庭に亀裂が入って家が崩れそうだが、半壊になるのか。

⇒(支援法は住家への判定であるが、場合による。)

・町が造成したということで安心して住宅を購入したが、地盤の変形が多い。補償は可能か。

⇒(町が瑕疵責任を認めるかによると思う。)

・被害認定、応急危険度判定、損保会社の被害調査の結果の摺合わせは行われるのか。

⇒(システムが異なるものであり、摺り合わせはない。)

・御船町では家屋解体費用は公費負担としているが、解体して更地になると固定資産税が上がると聞いた。どのくらい上がるのか。

⇒(上がるのではなく、住家があると優遇されていたのである。

数字では言えないが、10 倍になるということはない。）

・応急危険度判定で赤や黄色のステッカーではボランティアが家の中に入らないというが、赤や黄色のステッカーではボランティアに頼めないのか。また、危険度判定が終わらなければボランティアに頼めないのか。

⇒（災害ボランティアはそのように指導されている。）

⇒（そのように指導されているが、そもそも指導されていることも問題。むしろ何であれ、まずは被災された方々の側に立って一緒に考えていくのがボランティアである。杓子定規に赤や黄色はダメというのはおかしいので、是非、個別にご相談されて下さい。）

・被害認定で「半壊」以下であれば意味が無いのか。

⇒（確定申告で税の減免がある。領収書を取っておく。）

・罹災証明をもらってもその後の余震で家が壊れたら罹災証明の見直しが行われるのか。

⇒（２次調査が可能であるが、再度の被害認定になるかもしれない。）

・被害認定は行われていないというが、地区によって調査員を見た人がいる。中山間地までは回ってこないのか。

⇒（順番であると思う。）

・罹災証明をもらわないと次のステップに進めないのか。

・地すべりで避難指示がでて「全壊」扱いの地区がある。避難指示がでたら住めないから「全壊」になるのか。

⇒（長期避難では「全壊扱い」になる。）

・危険な落石が裏山斜面にある、敷地が半分崩れた、は「全壊」にならないか。

⇒（支援法は住家への判定であるが、場合による。）

・この地区は落石やがけ崩れが心配である。地震の罹災証明をもらってもその後の豪雨による落石やがけ崩れで家が壊れたら罹災証明の見直しが行われるのか。

⇒（２次調査が可能であるが、再度の被害認定になるかもしれない。）

・自宅裏山の落石やがけ崩れの対策は自費なのか。

⇒（住宅ではないので支援法の対象外であり、自費で補修せざるを得ない。急傾斜や地すべりの危険地区に指定されれば公費で対策されるが、住民にも制約が生じる。）

・この地区は尾根筋の用水路で田畑に灌漑している。その用水路が破損したため今年の耕作はあきらめざるを得ないかもしれない。何か補償はあるのか。

⇒（農地災害に認定されれば、用水路は公費で復旧出来る。農業補償は県の判断による。）

役場の担当者が制度を十分に理解していないため、制度の解釈、言葉の使い分け（「全壊」、「半壊」、「危険」、「要注意」、「倒壊」、「「大破」など）に混乱があり、住民への説明で誤解が生じているようである。

(2) 6月10日～12日　（南阿蘇村、西原村、益城町、御船町）
（阪神・淡路まちづくり支援機構ワンパック住民相談会）

・地震で家の裏の擁壁が傾き、斜面上方の家屋の宅地にクラックが入ったが危険はないか、どう対処したらよいか？

⇒県の急傾斜地崩壊防止対策として施工された擁壁だったので、県の砂防課に連絡して現地を見てもらうようにと答えた。

・水路の擁壁（実際にはブロック塀型）が傾倒し、宅地にクラックが入ると同時に宅地が沈下したことや、東西性の開口亀裂が

発生したこと、家屋が不動沈下したことなど。

⇒宅地部のクラックについては水路沿いのブロック塀型擁壁をやり直せば危険性は小さいことや、不同沈下については何らかの工法で水平に戻す必要があることなどを説明した。

・「家屋が要注意判定で、宅地が危険判定になっているのだが、どちらを信じればいいのか。

・益城町の震災の帯の下に断層が存在しているのではないか、そういう場所は危険地区に指定して集団移転したほうが良いのではないか。

・宅地の肩に発生したクラックが、崖下の家屋に被害を及ぼすのではないかと心配される方や、L 型擁壁の目地が開いたが、危険性はないか。

⇒変状の発生原因を説明し、急ぐ必要のないものはじっくりと対応するようにと回答したり、個人の手におえない斜面崩壊の危険性に対しては県の砂防課に相談に行くようにアドバイスした。

4.5 北海道胆振東部地震災害(H30年9月)

(1)平成30年12月16日　ルーラルマナビィハウス(厚真町豊沢)

Q.地盤のズレはいつまで続くのか（今後も起こるか)。

→A.このまま止まるかもしれないし、雪解け後に動くかもしれない。ボーリング調査の結果も踏まえて判断しないとならないため、今は回答できない。ただし、過去の例ではズレてそのまま固着したケースもある。経過を見ないと何とも言えない。

Q.地盤修復にどの程度の期間と費用を要するか。

→A.工種とその規模にもよるが、設計などの準備期間を除いて 2 か月～半年程度。数年かかるというものではない。工法が決まれば期間も想定できる。費用は一概には言えないが、地下水排除なら 1 千万～5 千万円程度、アンカー工なら 5 千万円以上かかるため、個人の力で施工できる範囲を超える。対象となる区域の住民同士で合意形成の上、町と工法や費用分担について協議する必要がある。

Q.滑動崩落の対策工を施工して住民が費用分担した事例はあるか。

→A.平成 19 年(2007 年)の新潟中越沖地震のとき、柏崎市の山本団地の盛土造成地が滑動崩落と液状化により被災し、宅地耐震化推進事業で対策工事が行われた。主に、地下水排除工の暗渠管敷設の対策工事で、総工費 4,000 万円の工事である。費用は、4 分の 1 が国の補助で、4 分の 1 は柏崎市、4 分の 1 を中越沖地震復興基金が負担し、残りの 4 分の 1 の 1,000 万円を住民が負担した。これを団地全体の約 100 世帯で分担したのだが、自治会長がすごいリーダーシップを発揮し、均等割ではなく、(正確な金額は記憶が定かでない) 恩恵を受ける度合いに応じて、世帯ごとに 100 万円程度から 5 万円程度までと差をつけて負担金を決めて対応した。工事期間は 2 ヶ月

程度だったように記憶している。

Q.ルーラルビレッジでは空き家・空き地があるが、その部分も残った住民で負担することになるのか。

→A.先の柏崎市の事例では、団地内の公園の分は柏崎市が負担している。空き家・空き地の分の負担については今後の協議となると思われる。

Q.できるだけ早くに修復をしたいのだが、地盤修復を行うタイミングはいつがいいか。

→A.滑動崩落を起こしている所では、地盤の安定化を図ってから補修した方がよいと思う。今のままでは余震や豪雨でまた変形することが考えられる。特に、雪解け後に変形する可能性が高いので、その時の様子を見る必要がある。直近で行ったボーリング調査の結果を見ないと何とも言えない。積雪が春まで残る地域でもあるため、早くても来春以降になるか。さらに、工法や施工期間などについての町の方向性が出るのを待つことになる。

1 軒のみで対応することが困難な場合が多いため、住民側の合意形成が重要になる。

Q.町が分譲した土地　道義的責任は問えないか。

→A.法的責任と道義的責任について、法的責任は過去の事象について法にのっとって判断するもの。一方、道義的責任とは、現状から今後について発生することのため、協議が重要となる。(弁護士が回答)

Q.民間業者でなく、町などの自治体が宅地を造成・斡旋販売した箇所で地震被害に対応した事例はあるか。

→A.熊本地震(2016)のとき、熊本県御船町のとある団地で同様の事例がある。町が造成した団地だが、その後の町の対応まで

は確認していない。

Q.ルーラルビレッジ外からの地下水の流入を止めることは対策として効果があるか。

→A.ルーラル敷地外からルーラルビレッジへの地下水流入があれば、それを事前に遮断する工事（集水井戸など）が必要になるため、対策としては有効と思われる。ただし、その方法を取り入れるかは町次第でもある。

【新潟県中越地震(2004)】※主催者より

・中越地震では積雪により復旧を手掛けられない時期が春まで続いたことから、その春待つ間に「今後の地域と自宅の復旧」について、膝を付け合わせて話をする機会がもてた。これにより、地区全体の意識を高めることにつながったという事例もある。

・冬期に何を話し、どのように動いたのかを知りたいようであれば誰かしらを紹介できると思われる。

（参考資料）
被災者支援に関する各種制度

（引用：被災者支援に関する各種制度の概要　内閣府（令和元年 11 月））

経済・生活面の支援 ～被災後のくらしの状況から支援制度を探す～

被災後の経済・生活状況	活用できる支援制度	支援の種類
親や子ども等が死亡	災害弔慰金＊	給付
負傷や疾病による障害	災害障害見舞金＊	給付
当面の生活資金や生活再建の資金が必要	被災者生活再建支援制度	給付
	災害援護資金＊	貸付（融資）
	生活福祉資金制度による貸付＊（緊急小口資金・福祉費(災害援護費)）	貸付（融資）
	母子寡婦福祉資金貸付金	貸付（融資）
	年金担保貸付、労災年金担保貸付	貸付（融資）
	恩給担保貸付	貸付（融資）
子どもの養育・就学の支援	幼稚園への就園奨励事業	減免
	教科書等の無償給与（災害救助法）＊	現物支給
	特別支援学校等への就学奨励事業	給付・還付、現物支給・現物貸
	小・中学生の就学援助措置	給付・還付
	高等学校授業料等減免措置	減免・猶予
	大学等授業料等減免措置	減免・猶予
	国の教育ローン	貸付（融資）
	緊急採用奨学金＊	貸与
	児童扶養手当等の特別措置	給付

＊：災害救助法の適用が制度適用の要件となっている支援制度

経済・生活面の支援 ～被災後のくらしの状況から支援制度を探す～

被災後の経済・生活状況	活用できる支援制度	支援の種類
税金や保険料等の軽減や支払猶予等	地方税の特別措置	減免・猶予
	国税の特別措置	減免・猶予
	医療保険、介護保険の保険料・窓口負担の減免措置等	減免・支払猶予
	障害福祉サービス等の利用者負担金の減免	減免
	公共料金・使用料等の特別措置＊	減免・猶予
	放送受信料の免除＊	減免
	被災者（個人・ 個人事業主)の債務整理支援＊	減免・猶予サービス
生活に困窮している	生活保護	給付・還付、現物支給・現物貸
	生活困窮者自立支援制度	サービス、給付、現物支給
離職時の生活の支援	雇用保険の失業等給付＊	給付
離職後の生活の支援	未払賃金立替払制度	立替
再就職の支援	ハロートレーニング(公的職業訓練)	給付・還付、サービス
就職活動の支援	職業転換給付金(求職活動費、移転費、訓練手当)の支給	給付・還付
法的トラブルの解決方法の相談	法的トラブル等に関する情報提供	サービス
	弁護士費用の立替等に係る民事法律扶助制度	サービス、立替

＊：災害救助法の適用が制度適用の要件となっている支援制度

対象が被災者

対象が事業者・団体

住まいの確保・再建のための支援～住まいの被災状況と再建の意向から支援制度を探す～

再建の意向	活用できる支援制度	支援の種類
住まいの建て替え・取得	独立行政法人住宅金融支援機構の融資	
	災害復興住宅融資（建設）	貸付（融資）
	災害復興住宅融資（新築住宅購入、中古住宅購入）	貸付（融資）
	住宅金融支援機構融資の返済方法の変更	減免・猶予
	被災者(個人・個人事業主)の債務整理支援＊	減免・猶予サービス
	被災者生活再建支援制度	給付
住まいの補修	独立行政法人住宅金融支援機構の融資	
	災害復興住宅融資（補修）	貸付（融資）
	住宅金融支援機構融資の返済方法の変更	減免・猶予
	被災者生活再建支援制度	給付
	災害援護資金等の貸付	
	生活福祉資金制度による貸付(福祉費(住宅補修費))	貸付（融資）
	母子父子寡婦福祉資金の住宅資金	貸付（融資）
	災害援護資金＊	貸付（融資）

＊：災害救助法の適用が制度適用の要件となっている支援制度

対象が被災者

対象が事業者・団体

住まいの確保・再建のための支援～住まいの被災状況と再建の意向から支援制度を探す～

再建の意向	活用できる支援制度	支援の種類
民間賃貸住宅へ移転	被災者生活再建支援制度	給付
公共賃貸住宅へ移転	公営住宅への入居	現物支給・現物貸与
	特定優良賃貸住宅等への入居	現物支給・現物貸与
	地域優良賃貸住宅への入居	現物支給・現物貸与
土砂等の除去	障害物の除去（災害救助法）＊	現物支給
応急的な住宅の修理	住宅の応急修理（災害救助法）＊	現物支給
宅地を直す	被災者生活再建支援制度	給付
	独立行政法人住宅金融支援機構の融資	
	宅地防災工事融資	貸付（融資）
	地すべり等関連住宅融資	貸付（融資）
住まいの再建にあたり耐震化・省エネ化を図る	住宅の耐震化事業	助成・補助
	長期優良住宅化リフォーム推進事業	補助
	地域型住宅グリーン化事業（新築・改修）	補助
	リフォーム税制	税制特例措置

＊：災害救助法の適用が制度適用の要件となっている支援制度

対象が被災者

対象が事業者・団体

農林漁業・中小企業・自営業への支援 ～事業再建のための支援制度を探す～

被災後の事業・雇用の状況	活用できる支援制度	支援の種類
農林漁業の再建資金が必要【農林漁業者】	株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫による資金貸付	融資
中小企業事業の再建資金が必要【中小企業者】	小規模事業者経営改善資金(マル経融資)	貸付(融資)
	生活衛生改善貸付	貸付(融資)
	災害復旧貸付＊	融資
	高度化事業(災害復旧貸付)＊	融資
	災害関係保証＊	信用保証
	セーフティネット保証4号＊	信用保証
	被災者（個人・個人事業主)の債務整理支援＊	減免・猶予サービス
再就職の支援	職場適応訓練費の支給	給付・還付

＊：災害救助法の適用が制度適用の要件となっている支援制度

対象が被災者

対象が事業者・団体

安全な地域づくりへの支援 ～地域づくりのための支援制度を探す～

再建の意向	活用できる支援制度	支援の種類
被災者向けの公営住宅の整備	災害公営住宅の整備	助成・補助
既設の公営住宅の復旧	既設公営住宅の復旧	助成・補助
再開発	市街地再開発事業	助成・補助
市街地の防災性の向上	宅地耐震化推進事業	助成・補助
	住宅・建築物安全ストック形成事業	助成・補助
	都市防災総合推進事業	助成・補助
市街地の基盤整備	都市防災総合推進事業	助成・補助
	土地区画整理事業	助成・補助
	街なみ環境整備事業	助成・補助
	住宅市街地基盤整備事業	助成・補助
	住宅市街地総合整備事業	助成・補助
住環境と住宅の整備	住宅市街地総合整備事業	助成・補助
	住宅地区改良事業	助成・補助
	小規模住宅地区改良事業	助成・補助
	優良建築物等整備事業	助成・補助
安全確保のための移転	防災集団移転促進事業	助成・補助
	がけ地近接等危険住宅移転事業	助成・補助
がけ崩れの防止	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	助成・補助

対象が被災者

対象が事業者・団体

相 談 窓 口 ～行政への相談窓口を探す～

相談窓口名	相談内容 等
事業資金相談ダイヤル	個人企業や中小企業、農林漁業者向けの 融資制度やお申込み手続き等 事業資金相談ダイヤル **0120-154-505**
こころの健康相談	不安、悩みなどのこころの健康 東京都立精神保健福祉センター **03-3834-4100** 東京都立中部総合精神保健福祉センター **03-3302-7575** 東京都立多摩総合精神保健福祉センター **042-376-1111** （千葉県、埼玉県、神奈川県にもある。）
法的トラブル解決のための総合案内所（法テラス）	解決に役立つ法制度や窓口の案内 法テラス・サポートダイヤル **0570-078374**
人権相談	差別やプライバシー侵害などの人権問題 みんなの人権110番（全国共通人権相談ダイヤル） **0570-003-110** 子どもの人権110番 **0120-007-110** 女性の人権ホットライン **0570-070-810**
行政苦情110番	国の行政に関する苦情や意見・要望 全国共通 **0570-090-110**（月～金 8:30～17:15）
被災者見守り・相談支援事業＊	孤立防止のための見守りや生活上の相談、専門機関へのつなぎ等の支援 窓口は都道府県、市町村
よりそいホットライン	生きにくさ、暮らしにくさを抱える人のための無料電話相談 **0120-279-338**
NHKふれあいセンター	放送受信料の災害免除に関する問い合わせ **0570-077-077** NHKのテレビ、ラジオなど受信に関する技術的な相談 **050-3786-5003** （いずれも9:00～20:00 年末年始を除く）
消費者ホットライン	地方自治体が設置している身近な消費生活相談窓口の案内 **188**

＊：災害救助法の適用が事業適用の要件となっている支援制度

（参考）

墨田区災害復興支援組織
大規模災害に向けて構成士業のできること

前：災害前対応（青字）
後：災害後対応（赤字）
前後：両時期対応（黒字）

弁護士
後：災害からの復興で問題となる法的諸問題について一緒に解決する。
後：債務問題、相続問題、近隣関係などの法的問題。法的用語の解説。相談会対応。
前後：権利調整。立法提言。
司法書士
前：復興推進のための相続登記。
後：災害後の道路整備、都市再開発等に伴う買収用地に係る登記。
前後：民事訴訟の手続き代理。
行政書士
前：事業継続計画（BCP）作成支援。
後：被災者支援施策の申請手続きの代理書類作成。
後：被災車両の抹消登録手続き支援。災害時の行政機能の一部分担。
前後：事業所移転や許可営業の相続等の申請書類作成支援。
税理士
後：被災企業やその社員の減免手続き、納付期限延長手続き。
後：弁護士、中小企業診断士と連携して既往債務の負担軽減支援。
公認会計士
前：社外監査役として企業の防災減災に対する準備の監査。
前：財務諸表に計上される建物評価の改善の必要性の啓発。
社会保険労務士
前：企業の就業規則（主に慶弔規程等）の再検討支援。
後：労災保険、社会保険の災害時利用可能な制度への申請手続き。
後：労災保険、社会保険の被災による制度変更への申請手続き。
後：被災時の未払賃金立替払制度への支援。
弁理士
前：特許、実用新案、商標などの知的財産の保護、バックアップ
後：被災企業の出願等の支援。
後：被災企業の知的財産の価値評価を通じての資金獲得支援。

大規模災害に向けて構成士業のできること

前:災害前対応(青字)
後:災害後対応(赤字)
前後:両時期対応(黒字)

建築士
前：災害に強い「住まいやまち」を提案。
後：災害時の建物の被害調査（応急危険度判定、被害認定調査の補助）
後：住宅復旧方法の相談。復興まちづくりの提案
技術士
前：現場で住民と対等な立場をとった減災活動の支援（防災訓練等）。
後：除染やガレキ処理の提言。復興都市計画の策定支援。
前後：事業者人財育成プログラム支援。地盤・斜面の安定度判定。
土地家屋調査士
前：木造密集地域における狭隘道路拡幅事業での境界確定、地目変更登記。
後：災害時の建物の被害調査（応急危険度判定、被害認定調査の補助）
後：不動産建物の登記記録、現状地形の整理。
前後：土地の境界に関する調査、測量。
不動産鑑定士
後：災害時の建物の被害調査（応急危険度判定、被害認定調査の補助）
後：不動産鑑定評価による適正な補償金額の算定。
前後：災害の事後・事前における不動産の所有と利用の在り方などの相談。
土地区画整理士
後：行政との調整等を図りつつ、地元住民に寄り添った復興まちづくり支援。
前後：土地区画整理事業における行政と一般住民の橋渡し。
中小企業診断士
前：事業継続計画（BCP)の作成支援
後：企業の再開（産業復興）と新たな街と商売（地域振興）からの復興支援。
後：産業復興に伴う複雑な条件や多様な規制や煩雑な補助金制度等の解説。
マンション管理士
前：耐震診断と耐震改修工事促進。
前：マンション防災マニュアルの作成と防災訓練支援。
後：建物取壊し或は土地の処分時における合意形成に向けて管理組合への支援
再開発コーディネーター
前後：都市再開発に必要な各分野の専門家を調整。

大規模災害に向けて構成士業のできること

前：災害前対応（青字）
後：災害後対応（赤字）
前後：両時期対応（黒字）

介護士	後：災害時要支援者対応
栄養士	後：災害時要支援者対応
ケアマネージャー	後：災害時要支援者対応
手話通訳者	後：災害時要支援者対応
保育士	後：災害時要支援者対応
外国語通訳者	後：災害時要支援者対応